

電源開発株式会社「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年10月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県阿久根市、出水市、伊佐市、薩摩川内市及び薩摩郡さつま町

原動力の種類：風力(陸上)

出 力：最大129,000kW(西地区)、86,000kW(東地区)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	1月25日
環境大臣意見受理	平成30年	3月23日
経済産業大臣意見発出	平成30年	4月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年	4月15日
住民意見の概要等受理	令和元年	7月2日
鹿児島県知事意見受理	令和元年	10月4日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	10月11日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

電源開発株式会社「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

1. 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による風力発電所の設置計画に係る環境影響評価手続が進められていることから、他事業者が計画している風力発電施設との累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカ、サシバ等の猛禽類の営巣地となっている可能性が高く、また、国指定天然記念物のヤマネの生息地及びウナギ等の水生生物の生息地があるほか、国指定特別天然記念物のマナヅル及びナベヅル並びにアカハラダカ等の渡り鳥の飛来も想定されることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、適切に調査、予測及び評価を行い、動物への影響を回避又は低減すること。
3. 「藤川天神」は、天然記念物に指定されている「臥龍梅」の花見など、不特定かつ多数の者が利用する場所であることから、主要な眺望点に追加すること。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)